平成２１年（フ）第１１２６号
広島県安芸高田市八千代町上根1415番地１
債務者　下拂　光一
１　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１２７号
広島県安芸高田市八千代町上根1415番地１
債務者　下拂　妙子（旧姓木井）
１　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１３６号
広島市南区西蟹屋２丁目７番９号、住民票上の住所石川県加賀市山中温泉上原町１丁目34番地
債務者　北市　克二
１　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１５６号
広島県廿日市市阿品台東３－４－402　佐々木正枝方、住民票上の住所広島県廿日市市峠16番地18
債務者　佐々木義彦
１　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２２８号
広島市中区舟入町２番13―404号
債務者　塚田　兼也
１　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２２９号
広島市中区舟入町２番13―404号
債務者　塚田　明美
１　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２７９号
広島市南区皆実町４丁目３番15号
債務者　仲澤　英明
１　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２９０号
広島市南区向洋本町19番21号
債務者　鍵本　　司
１　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３５７号
広島市安佐南区相田３丁目46番７号
債務者　児玉　京子（旧姓高田）
１　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４０２号
広島市西区草津浜町18番18―402号
債務者　勝山　栄二
１　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４５９号
愛媛県松山市桑原７丁目３番42号　サンライズ桑原305号
債務者　溝田　　瞳
１　決定年月日時　平成21年８月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第４９７号
愛媛県松山市三番町１丁目６番地20
債務者　大野真奈美
１　決定年月日時　平成21年８月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第５０２号
愛媛県松山市保免西４丁目１番32号
債務者　土居　美奈
１　決定年月日時　平成21年８月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第９０号
福岡県飯塚市下三緒33番地１　市営下三緒団地住宅20棟112号
債務者　小山日出子
１　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第３７２号
大分市大字古国府124番地の１
債務者　利光　圭司
１　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４４８号
大分市羽田15－２　第三アベアパート201、住民票上の住所大分市はなの森13番地の６
債務者　志手　拓摩
１　決定年月日時　平成21年８月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第５６号
大分県速見郡日出町大字藤原1733Ｒ－１番館202号、住民票上の住所大分県杵築市山香町大字久木野尾933番地１
債務者　渡邉　隆志
１　決定年月日時　平成21年８月26日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係